

アスベスト工事 事前調査報告書

島根県電機商業組合

アスベスト
石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の
受注者の皆さまへ

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

金額にかかわらず
すべての対象工事

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。g ビズIDによる申請

石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定ですが、公開までは、事前調査結果の報告制度のページに自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID（gビズプライムまたはgビズエントリー）が必要です。gビズIDの発行手続きは↓

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索



パソコン・スマートフォンの準備

パソコンまたはスマートフォンが必要です

端末	 パソコン	 スマートフォン (タブレット)
OS	Windows / Linux iOS (iPadOS) / Android OS	
ブラウザ	Google Chrome / Safari Internet Explorer など	

電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)はご利用いただけません。

G.bizIDの取得

どちらかのG.bizIDの取得が必要です

gBizID プライム

- 新規申請・下書き保存
- 一括申請
- 支店・支社等の管理

おすすめ

支店がある大規模事業者
報告数が多い事業者

gBizID エントリー

- 新規申請・下書き保存
- ×一括申請
- ×支店・支社等の管理

おすすめ

報告数が少ない事業者
個人事業主

OR

ログインにはG.bizIDを利用します。G.bizIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

G.bizIDの取得はこちらから

gBizID <https://gbiz-id.go.jp/>



マイナンバーカード

gBizID

gBizIDエントリー（メールアドレス）登録



メールアドレスを入力してください。

入力いただいたメールアドレスは、今後ご利用いただくアカウントのアカウントIDとなります。

メールアドレスの登録後、入力いただいたメールアドレスに、gBizIDエントリーアカウント新規登録画面のURLを記載したメールを送信します。

アカウントID (メールアドレス)	メールアドレスを入力
----------------------	------------

登録

← クリック

【Gbiz I D】アカウント情報登録手続きURLのお知らせ



Gbiz I D <support@gbiz-id.go.jp>
宛先 denkiya@iinan-net.jp

※アカウント登録手続きはまだ完了していません。※

こちらはGbiz I Dです。

以下の URL より、アカウント情報を登録してください。

URL : <https://gbiz-id.go.jp/app/baa/reg/baseinfo/input?token=40D5B26FAB0B80834305D2026BAB248EEDFCFBA98DD06BEB644A8613314C1732>

有効期限：2024/05/30 09:11

※上記 URL は 1 度しかご利用いただけません。

※有効期限を過ぎた場合、「メールアドレス登録」画面から再度手続きを行ってください。

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、あらかじめご了承ください。

Gbiz I D

<https://gbiz-id.go.jp>



事業形態	<input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人事業主
------	---

基本情報		
法人番号 必須	<p>※法人番号がわからない場合は、国税庁法人番号公表サイトより、ご確認ください。</p> <input type="text"/> <input type="button" value="法人情報取得"/> <p>13桁の法人番号を入力し『法人情報取得』ボタンを押下してください。 下欄において法人名、法人所在地を自動入力します。 ※個人事業主の方は入力不要です。</p>	
法人名/屋号 必須	<input type="text"/> <p>法人の方は入力不要です。</p>	
所在地 必須	都道府県 <input type="text" value="選択してください"/>	※法人の方は入力不要です。
	市区町村 <input type="text"/>	※法人の方は入力不要です。 ※特別区、政令指定都市の区はここに記入ください。
	町名番地、ビル名等 <input type="text"/>	※法人の方は入力不要です。
代表者名 必須	姓 <input type="text" value="山田"/> 名 <input type="text" value="太郎"/>	
代表者名フリガナ 必須	セイ <input type="text" value="ヤマダ"/> メイ <input type="text" value="タロウ"/>	

連絡先住所

基本情報をコピー



クリック

都道府県 必須

選択してください



市区町村 必須

千代田区

特別区、政令指定都市の区はこちらに記入ください

町名番地等 必須

紀尾井町 1 - 3 東京ガーデンテラス紀尾井町

ビル名等

部署名

連絡先電話番号

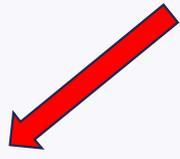
※数字のみ入力してください。

アカウント利用者情報

利用者氏名 必須

基本情報をコピー

クリック



姓

山田

名

太郎

利用者氏名フリガナ 必須

セイ

ヤマダ

メイ

タロウ

利用者生年月日

1970

年

1

月

1

日

※西暦で入力してください。

連絡先郵便番号 必須

1020094

※数字のみ入力してください。

利用規約

規約に同意する

← チェックを入れる

パスワード

半角英数字 8文字以上

パスワード
(確認用)

上のパスワードを入力

※パスワード設定時の制限事項については以下の通りです。

- 半角英数字等で8文字以上
- 使える文字種：半角英数字、半角スペース、半角記号 `!"#$%&'()*+,-./:;<=>?@[\\]^_`{|}~`
- 単純なパスワードについては、セキュリティの観点から登録できません。

クリック

登録

ログイン

●石綿事前調査結果報告システムとは

石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有の有無の事前調査結果の報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

■報告が必要となる工事

- ・建築物の解体工事（解体作業対象の床面積の合計80 m²以上）
- ・建築物の改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上（税込））
- ・鋼製の船舶の解体・改修工事（総トン数20トン以上）

登録済みの方

GビズIDでログイン

初めての方はこちら

GビズIDを作成

初めて利用する方へ

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、認証システム（GビズID）により事前にアカウントを作成する必要があります。

GビズIDをお持ちでない方は「GビズIDを作成」から、アカウントの作成をしてください。

（GビズIDでアカウントを取得することにより、複数の行政サービスにアクセスすることが可能になります）

調査者等による事前調査の義務づけについて

建築物や船舶の解体又は改修工事における石綿の事前調査については、令和5年10月1日以降に着工する工事から、資格者が行うことが義務づけられます。

建築物、工作物、船舶の解体又は改修工事の事前調査において分析調査を行う場合は、令和5年10月1日以降に着工する工事から、資格者が行うことが義務づけられます。

厚生労働省

環境省

お問い合わせは石綿事前調査結果報告システムのサイトで、ヘルプデスクの連絡先をご確認ください。

ログイン / Login

アカウントID / Account ID (メールアドレス /
Email)

パスワード / Password

ログイン / Login

[パスワードを忘れた方はこちら / Forgot password?](#)

[アカウントを持っていない方はこちら / Don't have an account? Sign up.](#)

トップ

新規申請

下書き一覧

一括申請

申請一覧

- ▶ 一括申請の様式(Excel)は[こちら](#)からダウンロードできます
- ▶ 工事掲示文書（解体等工事に係る事前調査説明書面等）の出力ツールは[こちら](#)からダウンロードできます
 - ※ 使用方法については利用者マニュアル（メニュー「ヘルプ→システムマニュアル」）を参照ください

下書き保存件数
0 件

当月の申請件数
0 件

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含まず。

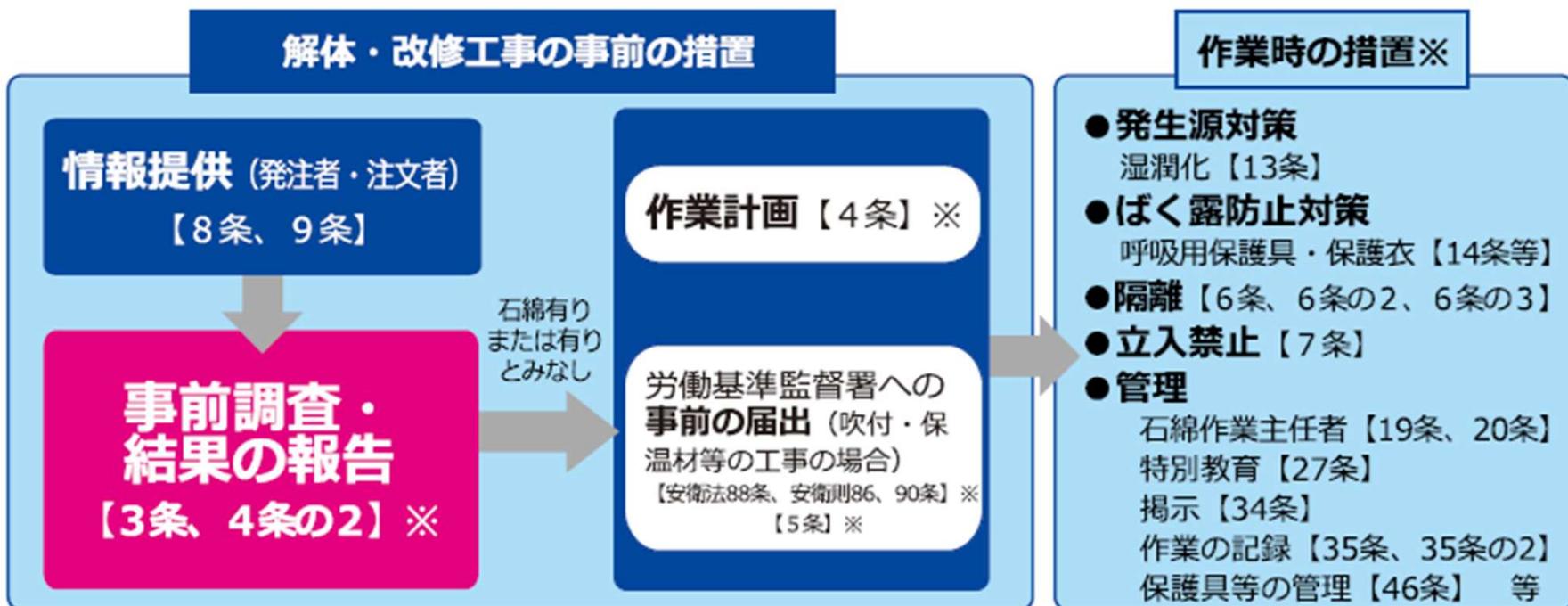
※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施 (石綿障害予防規則の規制概要)

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

計画届の提出*14日前まで
(レベル2まで拡大)

事前調査結果等の報告 (一定規模以上の工事が対象)

■ 事前調査の実施

* 調査方法を明確化 * 資格者による調査
調査結果の3年保存、現場への備え付け

■ 作業計画の作成

作業計画に基づく作業状況などの写真などによる記録・3年保存

■ 掲示

■ 作業時に建材を湿潤な状態にする

■ マスク等の使用

■ 作業主任者の選任

■ 作業者に対する特別教育の実施

■ 健康診断の実施

■ 作業場所を隔離し、
負圧を維持

■ 集じん・排気装置の初回時・
変更時の点検

■ 作業前・作業中断時の
負圧点検

■ 隔離解除前の取り残し確認

作業場所の隔離

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務です
- 建築物及び船舶の事前調査は、厚生労働大臣が定める者に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務です
- 一定規模以上の建築物、船舶、特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査結果等を電子システム（スマホも可）で報告することが義務になります（令和4年4月～）

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務です

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務です
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務です

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務です

工事・作業別の規制内容の早見表

■ 工事開始前まで ■

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存		●	●	●
事前調査に関する資格者要件		●		●
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）		●※1	●※2	●※3
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）		●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）		●※4	●※4	●※4

※1 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る

※3 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る

※4 吹付石綿等（レベル1建材）または石綿含有保温材等（レベル2建材）がある場合に限る。
建設業・土石採取業以外の事業者にあつては、作業の届出（工事開始前まで）が適用。

■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る） ■

主な規制内容	作業の種類			
	吹付石綿、保温材等の除去等	けい酸カルシウム板第1種の破砕等	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
<u>事前調査結果の作業場への備え付け、掲示</u>	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●
<u>作業者に対する特別教育の実施</u>	●	●	●	●
作業場所の隔離	●	●	●	
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●			
作業時に建材を湿潤な状態にする	●	●	●	●
<u>マスク、保護衣等の使用</u>	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●
<u>作業実施状況の写真等による記録・3年保存</u>	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	●

作業主任者以外の従業員

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化) 令和3年4月1日施行

- 工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
- 事前調査は、設計図書などの文書および目視による必要
- 事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要



石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

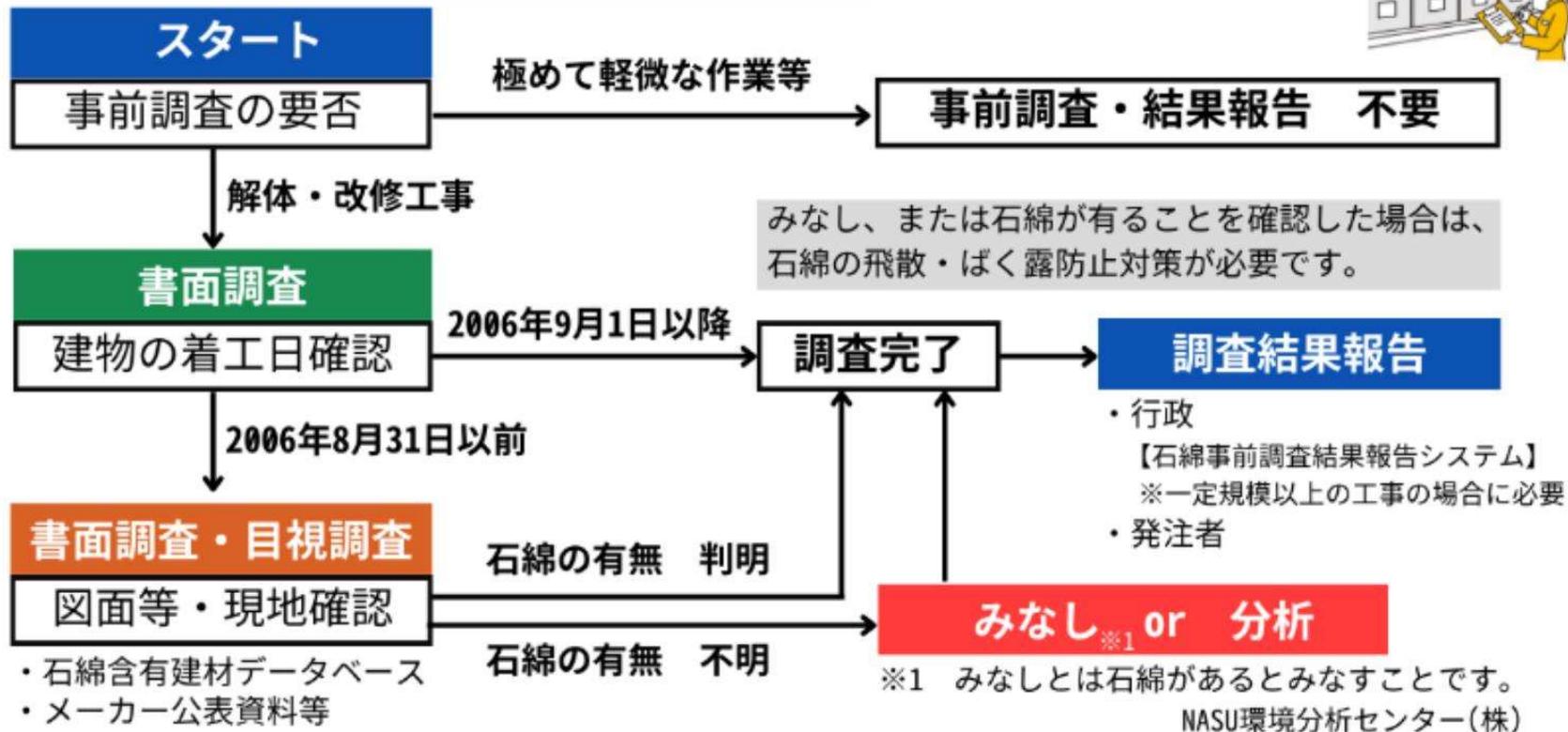
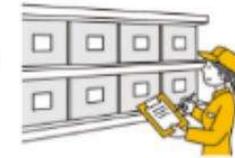
- ◆ 「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などを確認することをいう
- ◆ 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査
- ◆ 石綿が使用されていないと判断するためには、製品を特定した上で、以下のいずれかの方法によらなければならない
 - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- ◆ 以下の確認ができる場合は、目視等によらなくてもよい
 - ・ 過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
 - ・ インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
 - ・ 着工日が平成18年9月1日以降であることの確認



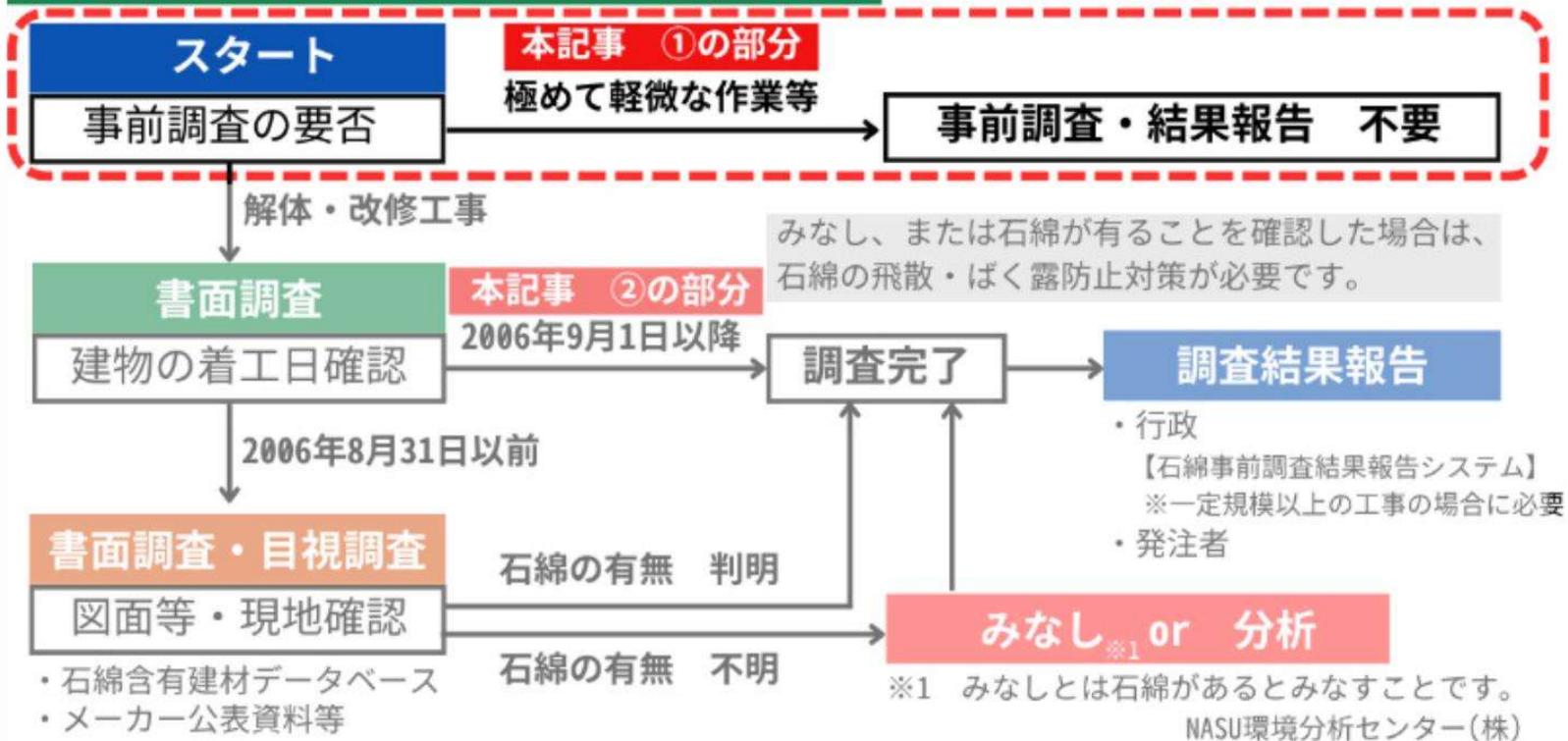
アスベストの事前調査は、工事の規模に関わらず実施する必要があります。

アスベスト事前調査の方法

※アスベストと石綿は同じです。



アスベスト事前調査の方法



例

釘を抜く

手回しでビスをとる等

電動工具を使うと対象外

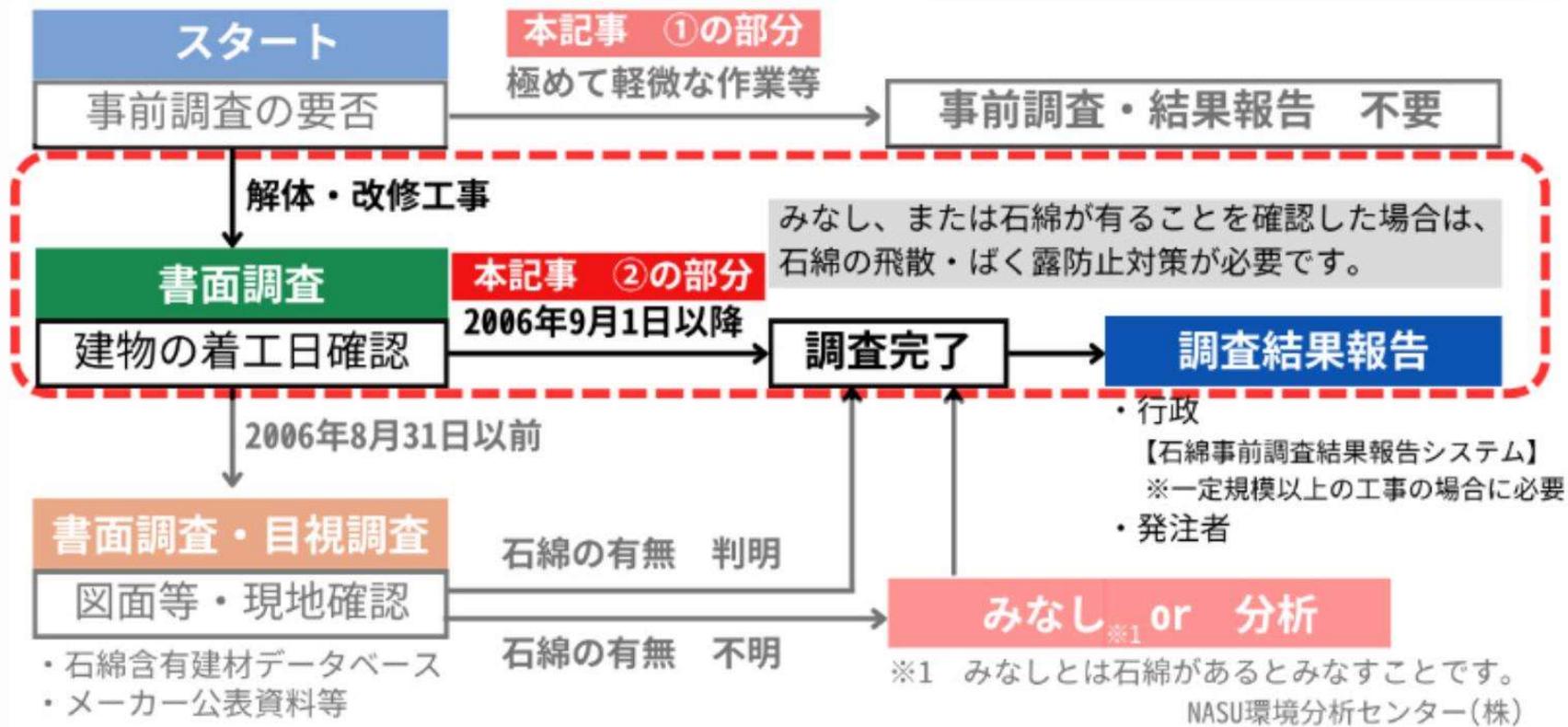
アスベスト事前調査は工事の規模に関わらず、基本的には必ず行う必要があります。

例外としてアスベスト事前調査自体が不要(対象外)となる場合がありますので、下記に一部を引用してご紹介します。

事前調査自体が不要となりますので、行政への調査結果報告(石綿事前調査結果報告システム)も不要です。

アスベスト事前調査の方法

赤枠部分は事前調査の資格不要



これ以外は
みなし工事とする

アスベスト事前調査は原則、設計図書等を用いた「書面調査」と現地で確認を行う「目視調査」の2つの調査を行う必要があります。

Q エアコンを新規に設置するためにダクトの穴を開けるのですが、アスベストの事前調査は必要ですか？

A 必要となります。

事前調査はすべての工事に必要

始めに、工事対象となる建築物の着工・建設した日が、2006年(平成18年)9月1日以降であるかを設計図書等で確認します。

着工・建設した日が2006年(平成18年)8月31日以前の建築物に関しては、設計図書等による書面調査と現地調査で、穴を開ける外壁等にアスベストが含まれているか否かを調査する必要があります。

業務用エアコン等で請負金額が税込100万円以上の工事の場合は、アスベスト事前調査の結果を行政報告する必要があります。

記録は 3年間保存

管轄	<ul style="list-style-type: none"> 環境省 厚生労働省
法律	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染防止法 第18条 石綿障害予防規則 第3条、第4条
届出期日	アスベスト除去工事開始前まで
工事規模要件	<p>下記のいずれかの場合に提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 解体部分の延床面積が80m²以上の建築物の解体工事 ○ 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事 ※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額 ○ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事 ○ 総トン数が20トン以上の船舶(鋼製のものに限る)の解体又は改修工事
該当レベル	レベル1 レベル2 レベル3 石綿無し
届出先	<p>石綿事前調査結果報告システム(厚生労働省)</p> <p>※原則、電子申請での報告となります。</p> <p>書面の場合は、地方自治体と労働基準監督署へ提出する必要があります。</p>

事前調査はすべての工事に必要

規模に応じて 報告が必要



GbizID の取得

作業をするには、

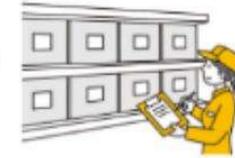


アスベストの事前調査は、工事の規模に関わらず実施する必要があります。

- ・作業主任者 1名以上
- ・特別教育修了者 でないと工事できません。

アスベスト事前調査の方法

※アスベストと石綿は同じです。



スタート

事前調査の要否

極めて軽微な作業等

事前調査・結果報告 不要

解体・改修工事

書面調査

建物の着工日確認

2006年9月1日以降

調査完了

調査結果報告

みなし、または石綿が有ることを確認した場合は、
石綿の飛散・ばく露防止対策が必要です。

調査に資格は不要

2006年8月31日以前

書面調査・目視調査

図面等・現地確認

石綿の有無 判明

石綿の有無 不明

みなし^{※1} or 分析

※1 みなしとは石綿があるとみなすことです。
NASU環境分析センター(株)

- ・行政
【石綿事前調査結果報告システム】
※一定規模以上の工事の場合に必要
- ・発注者

- ・石綿含有建材データベース
- ・メーカー公表資料等

調査者の確認が必要

「入力シート」の水色セルへ必要事項を入力することで、「事前調査結果」「作業計画」「完了報告」及び「掲示看板」に必要な情報が複写されます。黄色セルはプルダウンになっているため、その項目から選んでください。
 どの書類においても、「入力シート」に入力するだけでは複写しきれない部分があるため、その部分は灰色になっています。

事前調査	作業の概要	掲示看板	完了届出	内容	入力シート
①⑯	-	○	○	発注者(会社名、施主)	
	-	○	○	発注者(代表者の氏名)	
	-	○	-	発注者(住所)	
②⑰	-	○	○	元請業者(会社名)	
	-	○	○	元請業者(代表者名)	
	-	○	-	元請業者(住所)	
	-	-	-	元請業者(電話番号)	
-	⑨	○	-	現場責任者	
-		○	-	現場責任者の連絡先	
-	-	○	-	石綿作業主任責任者	
-	⑩	-	-	下請負人の責任者	
-		-	-	下請負人の連絡先	
③	-	○	○	解体工事現場の場所	
	-	○	-	工事名	
④	-	-	-	工事着手年月日	
	-	-	-	延床面積(m ²)	
-	-	○	-	解体工事期間	開始 終了
-	-	○	-	届出年月日 (労働基準監督署)	
-	-	○	-	届出年月日	
⑤	-	-	-	解体等工事の種類	
	-	-	-	階数	
⑥	-	-	-	建築物の着工年	昭和 年
⑦	-	-	-	建築物の概要(建築物・工作物)	
	-	-	-	(耐火・準耐火・その他)	
	-	-	-	↑その他の詳細	
	-	-	-	建築物の種類	
-	-	-	↑その他の詳細		

← お客様情報

← 販売店情報

← 現場情報

← 80㎡を超える場合は届け出

← 建築確認書で確認

	⑬	-	-	-	未調査部分	
	⑭	⑧	○	-	事前調査(作業)の掲示 設置予定年月日	
	-	-	-	-	設置場所	別紙のとおり
	⑮	-	-	-	大気汚染防止法に係る 作業の実施の届出	
	-	①	-	○	特定粉じん排出等作業 の種類	
	-	②	○	-	特定粉じん排出等作業 の実施の期間	開始
	-	-	-	○	特定粉じん排出等作業 の完了年月日	終了
	-	③	-	-	使用面積等	直接記入
	-	④	○	-	特定粉じん排出等作業 の方法	
	-			-	↑その他の詳細	
	-	⑤	-	-	作業の方法の例外	直接記入
	-	⑥	-	-	建築物の配置図等	別紙のとおり
	-	⑦	-	-	特定工事の工程	別紙のとおり
	-	-	-	○	除去等作業の実施者(会 社名) ※元請業者と同じ場合 は「報告者と同じ」と記 入。	報告者と同じ
	-	-	-	○	除去等作業の実施者の 代表者氏名 ※元請業者と同じ場合 は記入不要。	

← 届け出日より 前の日付

← 届け出が必要な場合記入

項目	特記事項	項目	特記事項																									
③ 鋼材の種類	材質 (7.11.2) ◎JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) ・S5400 ・JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) ・SMA490A ・JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材) ・SMA490AH ・JIS G 3136 (建築構造用圧延鋼材) ・JIS G 3138 (建築構造用圧延鋼材) ◎JIS G 3350 (一般構造用軽量形鋼) ・SSC 400 ・JIS G 3353 (一般構造用溶接軽量H形鋼) ・JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管) ・STK 400 ・JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管) ・STR 400 ・JIS G 3475 (建築構造用炭素鋼管)	⑧ コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	種類 (8.2.2) ・空洞ブロック16 ・空洞ブロック16-W 厚さ 図示による (8.4.2~4) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>厚さ</th> <th>単位荷重 (N/m²)</th> <th>工法</th> <th>耐火性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外壁用</td> <td>◎50</td> <td>1961</td> <td>・B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>間仕切用</td> <td>100</td> <td>637</td> <td>・B種 ・C種 ・D種 ・E種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋根用</td> <td>◎100</td> <td>981</td> <td>8.4.5 による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床用</td> <td>・100 ・150</td> <td>・2354 ・3530</td> <td>8.4.5 による</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※工法 鉄骨鋼鉄F地 ターピンによる	種類	厚さ	単位荷重 (N/m ²)	工法	耐火性能	外壁用	◎50	1961	・B種		間仕切用	100	637	・B種 ・C種 ・D種 ・E種		屋根用	◎100	981	8.4.5 による		床用	・100 ・150	・2354 ・3530	8.4.5 による	
種類	厚さ	単位荷重 (N/m ²)	工法	耐火性能																								
外壁用	◎50	1961	・B種																									
間仕切用	100	637	・B種 ・C種 ・D種 ・E種																									
屋根用	◎100	981	8.4.5 による																									
床用	・100 ・150	・2354 ・3530	8.4.5 による																									
④ 高力ボルト	ボルトの種類 (7.2.2) (※トルツア型 ◎JIS型 ・溶融亜鉛付高力ボルト)	3. 押出成形セメント板	(8.5.2~4) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>工法</th> <th>耐火性能</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外壁</td> <td>・A種 ・B種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>間仕切壁</td> <td>・B種 ・C種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> アスベストを使用しない製品とする。	種類	工法	耐火性能	備考	外壁	・A種 ・B種			間仕切壁	・B種 ・C種															
種類	工法	耐火性能	備考																									
外壁	・A種 ・B種																											
間仕切壁	・B種 ・C種																											
5. 溶接部の確認	施工管理技術者が確認し報告書を出す。(7.6.10)																											
⑥ 溶接部の試験	(7.6.11) <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験の種類</th> <th>試験数</th> <th>試験箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・超音波探傷試験</td> <td>30wall</td> <td>溶接合部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・浸透探傷試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 超音波探傷試験においては、調査者が検査機関と直接的な契約書の写しを提出する。	試験の種類	試験数	試験箇所	備考	・超音波探傷試験	30wall	溶接合部		・浸透探傷試験																		
試験の種類	試験数	試験箇所	備考																									
・超音波探傷試験	30wall	溶接合部																										
・浸透探傷試験																												
⑦ さび止め塗料	種類 (7.8.1) 鉄面 (※表17.3.1のA種 ・) 亜鉛めっき面 (※表17.3.1による ・)																											
8. 耐火被覆	種類 (7.9.2~4) ・耐火材吹付 (※乾式工法 ・湿式工法) ・フラスコモルタル塗り ・耐火板張り (所業性能)																											
⑨ F-44の保持及び埋込工法	種類 (表7.10.1) ・A種 ・B種 ・C種																											
⑩ 柱底均し材の工法	工法 (7.10.3) (表7.10.2) ・A種 (無収縮モルタルを使用する。) ・B種																											
11. 鋼材の溶融亜鉛めっき	種類 (7.12.3) (表14.2.2) ・A種 (軽量形鋼は板厚によりB種・C種とする)																											

② ALCパネル

(8.4.2~4)

種類	厚さ	単位荷重 (N/m ²)	工法	耐火性能
外壁用	◎50	1961	・B種	
間仕切用	100	637	・B種 ・C種 ・D種 ・E種	
屋根用	◎100	981	8.4.5 による	
床用	・100 ・150	・2354 ・3530	8.4.5 による	

※工法 鉄骨鋼鉄F地 ターピンによる

3. 押出成形セメント板

(8.5.2~4)

種類	工法	耐火性能	備考
外壁	・A種 ・B種		
間仕切壁	・B種 ・C種		

アスベストを使用しない製品とする。

項目	特記事項	項目	特記事項														
① 防火材料	(17.1.3) 室内の壁及び天井の塗仕上げは建築基準法に基づく 基材等の認定表示のあるものとする。	14. マスチック状 塗料塗り	(17.17.2) (表17.17.1)														
② 業地ごしえ の種別	(17.2.1~7) (表17.2.1~7)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工前</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td>不透明塗料塗り *A種 *B種 透明塗料塗り *A種 *B種</td> </tr> <tr> <td>鉄部</td> <td>*C種</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき面</td> <td>*A種 (鋼製建具) *B種 (# 以外) *C種</td> </tr> <tr> <td>モルタル及びグラスター面</td> <td>*A種 *B種</td> </tr> <tr> <td>コンクリート及び ALCパネル面</td> <td>*A種 *B種</td> </tr> <tr> <td>石膏ボード及び その他のボード面</td> <td>*A種 (顔目処理工法) *B種 (# 以外)</td> </tr> </tbody> </table>	施工前	種別	木部	不透明塗料塗り *A種 *B種 透明塗料塗り *A種 *B種	鉄部	*C種	亜鉛めっき面	*A種 (鋼製建具) *B種 (# 以外) *C種	モルタル及びグラスター面	*A種 *B種	コンクリート及び ALCパネル面	*A種 *B種	石膏ボード及び その他のボード面	*A種 (顔目処理工法) *B種 (# 以外)		
施工前	種別																
木部	不透明塗料塗り *A種 *B種 透明塗料塗り *A種 *B種																
鉄部	*C種																
亜鉛めっき面	*A種 (鋼製建具) *B種 (# 以外) *C種																
モルタル及びグラスター面	*A種 *B種																
コンクリート及び ALCパネル面	*A種 *B種																
石膏ボード及び その他のボード面	*A種 (顔目処理工法) *B種 (# 以外)																
3. さび止め塗料 塗り	鉄面さび止め塗料の種別 (17.3.2) (表17.3.1) 屋外 *A種 *B種 屋内 *A種 *B種 鉄面さび止め塗料塗りの種別 (17.3.3) (表17.3.3) 見え隠れ部分でA種とする箇所	15. その他の塗装															
4. 合成樹脂調合 ペイント塗り (OP)	塗料種別 (17.4.2) 屋外 *1種 *2種 屋内 *1種 *2種 鉄面調合ペイント塗りの種別 (17.4.4) (表17.4.2) *A種 *B種	⑮ ① ビニル床シート ビニル床タイル 及びゴム床タイ ル塗り	(18.2.2) (18.2.3)														
⑤ 合成樹脂エマル ションペイント 塗り (EP)	種別 *A種 *B種 (17.12.2) (表17.12.1)	① ビニル床シート 種別 記号 色柄 厚さ (mm) 工法 *免泡層のないもの *NC *無地 *2.0 *2.5 *突付け *柄模様 *網模様 ○溶接															
6. 合成樹脂エマル ション模様塗料 塗り (TP)	下地がコンクリート、モルタル等の面 *A種 *B種 (17.14.2) (表17.14.1) 下地が鉄面及び亜鉛めっき面 *A種 *B種 (17.14.2) (表17.14.2)	① ビニル床タイル 種別 記号 厚さ (mm) ○床モジニアスビニル床タイル HT *2.0 *コンポジション *半硬質 CT *2.0 *ビニル床タイル *軟質 CTS *3.0															
7. 多彩模様塗料 塗り (MP)	下地が鉄面及び亜鉛めっき面 (17.13.2) (表17.13.2) 鉄面及び鋼製の建具 *A種 *B種 その他の亜鉛めっき面 *A種 *B種	*特殊機能床材 (帯電防止) 種別 記号 厚さ (mm) 性能 *床シート NC *2.0 *床タイル CTS *特殊機能床材 (帯電防止以外) 種別 厚さ (mm) 備考 *視覚障害者用床タイル *ゴム床タイル 色柄 厚さ (mm) 備考															
⑧ 塩化ビニール 樹脂エナメル 塗り (VP)	種別 *A種 *B種 (17.7.2) (表17.7.1)	② ビニル床木 厚さ (mm) *2.0 高さ (mm) ○60 *75 *100															
9. アクリル樹脂 エナメル塗り (AP)	種別 *A種 *B種 (17.6.2) (表17.6.1)	3. 合成樹脂塗り床 (18.3.3)															
10. つや有合成樹脂 エマルジョン ペイント塗り	種別 *A種 *B種 (17.11.2) (表17.11.1)																
11. フタル酸樹脂 エナメル塗り (FP)	木部 (17.6.2) (表17.6.1) *A種 *B種 鉄面及び亜鉛めっき面 (17.6.2) (表17.6.2) *A種 *B種																
12. クリアラッカー 塗り (CL)	種別 *A種 *B種 (17.5.2) (表17.5.1)																
13. ウレタン樹脂 ワニス塗り	種別 *A種 *B種 (17.15.2) (表17.15.1)																

⑤ 合成樹脂エマル ションペイント 塗り (EP)	種別 *A種 *B種 (17.12.2) (表17.12.1)
6. 合成樹脂エマル ション模様塗料 塗り (TP)	下地がコンクリート、モルタル等の面 *A種 *B種 (17.14.2) (表17.14.1) 下地が鉄面及び亜鉛めっき面 *A種 *B種 (17.14.2) (表17.14.2)
7. 多彩模様塗料 塗り (MP)	下地が鉄面及び亜鉛めっき面 (17.13.2) (表17.13.2) 鉄面及び鋼製の建具 *A種 *B種 その他の亜鉛めっき面 *A種 *B種
⑧ 塩化ビニール 樹脂エナメル 塗り (VP)	種別 *A種 *B種 (17.7.2) (表17.7.1)

A blurry indoor scene, likely a room. On the left, there is a window with vertical blinds. On the right wall, there is a light switch. The overall image is out of focus.

そしていよいよ穴を開けましょうね。

エアコン屋の石綿穴あけ解説 (作業編)

3M	取替式防じんマスク			
国家試験合格品				
作業環境中の石綿粉じんをフィルターによって捕集				
フィルター、排気弁を交換し、さらに使用を繰り返せれる				



40661 ゴーグル

シゲマツ	TW088	防毒、防じんマスク		
国家試験合格品				
取替式防じんマスクと防毒マスクの国家検定に合格している。				
作業環境に応じてフィルタ又は吸収缶のどちらもとつけれる。				



4515 科学保護服



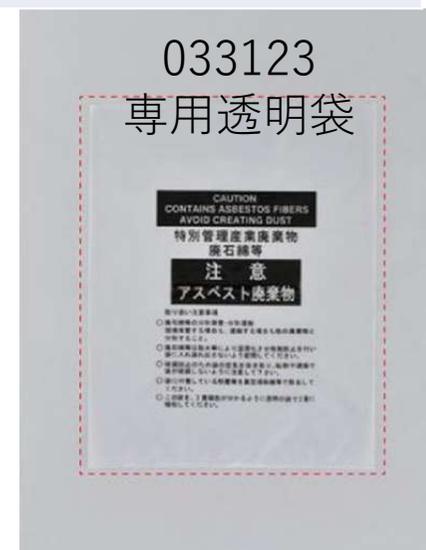
GL-6 科学防護手袋



アスベスト専用袋

(用途) アスベスト専用廃棄物袋と2重梱包にして使用

SC2000L シューズカバー



保護衣等及びその他の保護具				◎ 必須		
				○ あれば		
番号	メーカー	型番	品名	サイズ	価格	作業
1	3M	6000/2071-RL2	取り替え式防じんマスク	S/M/L	4,500	◎
2	3M		フィルター2個入り		800	◎
3	重松	TW088	防毒、防塵マスク	S/M/L	18,900	○
4			TW-088用フィルター2個入り		1,000	○
5	重松	4515	科学防護服	M/L	650	○
6	重松	GL-6	科学防護手袋		5,100	◎
7	重松	SC2000L	シューズカバー 10足入り		3,700	○
8	3M	40661	ゴーグル		1,120	○
9	緑十字社	33120	アスベスト廃棄袋			◎
			1280*850 100L 10枚入り		5,850	
10	緑十字社	33121	アスベスト廃棄袋専用透明袋			◎
			1280*850 100L 10枚入り		3,400	
11	緑十字社	33122	アスベスト廃棄袋			◎
			850*650 45L 10枚入り		3,250	
12	緑十字社	33123	アスベスト廃棄袋専用透明袋			◎
			850*650 45L 10枚入り		3,100	
13	アックス	AX-100M	アスベスト等微粉回収用クリーナー		123,000	○

